長崎県立大学大学院奨学金返還免除候補者選考委員会(地域創生研究科)に関する細則

令和2年4月1日 細 則 第 1 号

改正 令和6年3月22日細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、地域創生研究科地域社会マネジメント専攻、情報工学専攻、人間健康科学専攻及び地域創生専攻が日本学生支援機構奨学金返還免除候補者又は日本学生支援機構奨学金返還免除内定候補者として、地域創生研究科長に推薦する者の選考を行う委員会(以下「本委員会」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 本委員会は、長崎県立大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考基準及び 長崎県立大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除内定候補者選考基準に基づき、返還免除 候補者に係る教育研究活動等の業績等について評価を行い、当該候補者の推薦順位を付して地 域創生研究科長に推薦するものとする。

(組織)

- 第3条 本委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 専攻長
 - (2) コース長又は分野長
 - (3) その他委員長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、専攻長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員に、その職務を代理させることができる。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(雑則)

第8条 この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和6年3月22日から施行する。